

建築基準法施行令第百九条の三第一号及び第百十三条第一項第三号に規定する屋根の構造に関する構造方法を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令第百九条の三第一号及び第百十三条第一項第三号に規定する屋根の構造に関する構造方法を定める件</p> <p style="text-align: center;">平成十二年 月 日 建設省告示第 号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号、以下「令」といふ。）第百九条の三第一号及び第百十三条第一項第三号の規定に基づき、当該各号に規定する屋根の構造に関する構造方法を、次のとおり定める。</p> <p>第一 屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後二十分間以上屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じない屋根の構造方法は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 耐火構造であるもの</li> <li>二 令第百十五条の二の二第一項に規定する構造であるもの</li> <li>三 準耐火構造であるもの</li> <li>四 野地板及びたるきを準不燃材料で造つたもので、次のイ又はロに該当するもの（軒裏が防火構造であるものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 瓦又は石綿スレートでふいたもの</li> <li>ロ 木毛セメント板の上に金属板をふいたもの</li> </ul> </li> <li>五 たるき（たるきがない場合においては、もや）を不燃材料で造つたもので、金属板でふいたもの</li> </ul>	

附 則

この指針は、平成十二年 月 日から施行する。